

「目論見書制度の見直し」についての論点

項 目	論 点	備 考
1. 目論見書制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 目論見書制度の現状をどのように評価するか。特に、投資信託証券に係る目論見書について、交付目論見書と請求目論見書に分離する現行制度についてどうか。</li> <li>◇ 交付目論見書は、まだまだ、投資者にとって読みづらいとの指摘があるが、どのような点を改善すればよいか。</li> <li>◇ 販売証券会社等によっては、交付目論見書と請求目論見書を合冊したものを交付しているが、交付目論見書と請求目論見書を分離して交付する制度の利用を促進するためには、どのような点を改善すれば利用されるか。</li> </ul>	<p>○ DWG1-4「1. 目論見書制度の概要」参照。</p>
2. 目論見書の記載事項の見直し	<p>【交付目論見書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするために、どのような工夫が考えられるか。</li> <li>◇ 現行制度の枠内で、投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするためにさらに工夫する点はあるか。</li> </ul>	<p>○ 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載すること</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 投資者にとって読みやすく、分かりやすい交付目論見書とするため、交付目論見書の記載事項を簡素化することの是非についてどう考えるか。簡素化した場合のメリット・デメリットは何か。</li> <li>◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、交付目論見書に記載すべき投資家にとって真に必要な情報は何か。</li> <li>◇ 交付目論見書を簡素化する場合、交付目論見書の文字数、ページ数等を制限すべきとの指摘があるかどうか。</li> <li>◇ 投資信託証券に係る目論見書については、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができることとされているが、投資者が商品比較を容易に行うことができるよう、配列等は統一すべきとの指摘があるかどうか。</li> </ul>	<p>に留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる（特定有価証券開示ガイドライン13-1）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DWG1-4「3. 目論見書の国際比較（日米欧）」の米国・EUの改正案を参照。</li> <li>○ DWG1-4「3. 目論見書の国際比較（日米欧）」の米国・EUの改正案を参照。</li> <li>○ 目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる（特定有価証券開示ガイドライン13-1）。</li> </ul>
--	--	---

	<p>◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、限定した記載事項以外の事項で、投資情報として重要であると認められる事項の記載を容認するか。</p> <p>◇ 現行の交付目論見書には、ファンドに係る取引契約の概要、手数料等を記載した契約締結前書面及び投資信託約款内容等を記載した書面と一体となったものがあるが、交付目論見書の記載事項を簡素化する場合、これらの書類はどのように取り扱うか。</p>	<p>○ 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、当該契約の概要、当該契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項、金利その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときのその旨等を記載した書面を交付しなければならない(金融商品取引法37条の3)。</p> <p>○ 金融商品取引業者は、投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対し、当該投資信託約款の内容等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、目論見書に当該書面に記載すべき事項が記録されている場合等は、この限りでない(投資信託及び投資法人に関する法律5条)</p>
--	---	--

	<p><b>【請求目論見書】</b></p> <p>◇ 交付目論見書の記載事項を簡素化した場合、請求目論見書の記載内容をどうするか。現行の交付目論見書からはずれた記載事項は請求目論見書に移行することでよいか。</p>	
<p>3. 交付方法の見直し</p>	<p><b>【目論見書全体】</b></p> <p>◇ 目論見書の電子交付はあまり活用されていないとの指摘があるが、目論見書の電子交付の促進を図るために、何を改善すべきか。  (注) 電子交付の支障となっているのは、例えば、電子交付を行うことについての投資家の事前承諾が必要であること、電子メール又はダウンロードによる場合には、投資者のパソコン等にファイルが「記録」されることが要件となっていることが考えられる。</p> <p><b>【請求目論見書】</b></p> <p>◇ 特に、請求目論見書について電子交付を活用することにより、交付目論見書と請求目論見書の分離交付制度の利用が促進されるとの指摘がある。請求目論見書の電子交付を促進するため、手続等についてどのように改善すればよいか。</p> <p>◇ 請求目論見書については電子交付を原則とした場合、インターネットを利用できない投資者から請求目論見書の交付請求があった場合には、どのように対応するか。この場合、あらかじめ請求目論見書の印刷物を作成しておく必要はなく、例えば、請求目論見書のデータをプリントアウトしたものを交付することが考えられる。</p>	<p>○ DWG1-4「2. 目論見書の電子交付」参照。</p>

<p>4. その他</p>	<p>◇ 運用報告書についても、量が多すぎるなどの不満があるが、どのように改善していくべきか。</p>	<p>○ 投資信託委託会社は、その運用の指図を行う投資信託財産について、当該投資信託財産の計算期間の末日ごとに、運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知っている受益者に交付しなければならない(投資信託及び投資法人に関する法律14条)。</p>
---------------	---	---